

令和8年5月21日実施（令和8年度1回目）

＜車両1＞事業系一般廃棄物



＜車両2＞事業系一般廃棄物



焼却不適物として多かったもの

＜車両1＞ダンボール：20 kg、ビニール・ペットボトル等：30 kg

＜車両2＞ダンボール：10 kg

※混入していた焼却不適物については適正に処理するよう指導した。

事業者の方は焼却不適物を可燃ごみに混ぜないように、適正な処理をお願いします。